

平成30年度 認可保育所・認定こども園（保育所部分） 利用申込案内


年度途中利用 受付期間

利用開始日の前月10日正午まで

※10日が土日祝日の場合は、前開庁日の正午まで

- ❖ 申込前に必ずお読みください。お読みいただいていることを前提に受け付けます。
- ❖ 保育所等の利用申込は、毎年度必要です。
- ❖ 各種様式は、町ホームページからダウンロードできます。
- ❖ 利用決定は、先着順ではありません。

新宮町 保育所 申込

検索 

クラス	生 年 月 日
0歳	平成29年4月2日 ～
1歳	平成28年4月2日 ～ 平成29年4月1日
2歳	平成27年4月2日 ～ 平成28年4月1日
3歳	平成26年4月2日 ～ 平成27年4月1日
4歳	平成25年4月2日 ～ 平成26年4月1日
5歳	平成24年4月2日 ～ 平成25年4月1日

❖ 目次

保育所等を利用するためには・・・P1
必要書類・・・P3
利用決定までの流れ・・・P4
利用者負担額の決定方法・・・P6
利用者負担額の納付・・・P7
利用者負担額に関する注意事項・・・P7

その他の注意事項・・・P8
町内保育施設位置図・・・P9
町内認可保育所・認定こども園の紹介・・・P10
届出保育施設の紹介・・・P14
新宮町の子育て支援事業の紹介・・・P15
・病児・病後児保育事業
・ファミリー・サポート・センター事業

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課
〒811-0124 福岡県糟屋郡新宮町新宮東2丁目5番1号
TEL 092-963-2995（直通） FAX 092-962-5333

❖ 保育所等を利用するためには

新規に保育所等を利用するためには住民登録のある市町村で支給認定申請をし、**支給認定証の交付**を受けることが必要です。

支給認定申請に基づき、新宮町が申請書を受け付けた日から原則30日以内に支給認定証を希望者に交付します。

新宮町に転入予定で申し込む人は、新宮町に支給認定申請をしてください。転入確定後、支給認定を行います。

【支給認定の種類】

児童の年齢	申請要件	利用可能な施設	支給認定区分	保育の必要量の認定区分	1日当たり利用可能時間	申請先
満3歳以上	保育が必要な事由を有する	・認可保育所 ・認定こども園 (保育所部分)	2号	保育標準時間 (就労中等)	最長11時間	シーオーレ 新宮 子育て支援課
				保育短時間 (育児休業中等)	最長8時間	
0歳から 満2歳まで	保育が必要な事由を有する	・認可保育所 ・認定こども園 (保育所部分)	3号	保育標準時間 (就労中等)	最長11時間	
				保育短時間 (育児休業中等)	最長8時間	

【支給認定申請要件（保育が必要な事由）】

児童の父母のいずれもが、次のア～コの**保育が必要な事由**に1つ以上該当する。

- ア 1月当たり64時間以上労働することを常態としている（会社勤務、自営業等）
- イ 妊娠中又は出産後間がない（出産予定の6週間前に属する日の月の初日から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
ただし、育児休業中（利用希望日から1か月以内に復職予定の場合を除く）は家庭で保育できるとみなせるため、保育が必要な事由に該当しません（新規入園の申込はできません）
- ウ 疾病、負傷、障がい等がある
- エ 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している
- オ 災害等の復旧に当たっている
- カ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている
- キ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している
- ク 虐待やDVのおそれがある
- ケ 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて町長が必要と認める場合
- コ その他、前各項目に類する状態であり町長が必要と認める場合

【支給認定申請要件（保育が必要な事由）ごとの保育必要量】

① 就労時間等に応じて保育必要量を決定するもの

保育の必要性の事由	保育必要量（原則）	
	保育標準時間	保育短時間
ア 就労している	就労時間等が 月120時間以上	就労時間等が 月64時間以上 120時間未満
エ 同居の親族を常時介護又は看護している		
キ 就学している		

②その他

保育の必要性の事由	保育必要量（原則）
イ 妊娠中又は出産後間がない	保育標準時間
ウ 疾病、負傷、障がい等がある	
オ 災害等の復旧に当たっている	
ク 虐待やDVのおそれがある	
コ 町長が必要と認める場合	
カ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている	保育短時間
ケ 育児休業取得時に、既に保育を利用して いる児童がいて町長が必要と認める場合	

【支給認定の有効期間】

支給認定の事由	有効期間（原則として保育が必要な事由に該当しなくなった日まで）
イ 妊娠・出産	出産日から8週間を経過した日の翌日が属する月末まで
カ 求職活動	有効期間の開始日から上限90日を経過する日の月末まで
キ 就学等	保護者の卒業予定日の月末まで
コ その他	町長が必要と認める日まで
上記以外	小学校就学前まで※

※児童が満3歳未満の場合、支給認定の有効期間は、「児童が満3歳に到達する前日まで」です。
この場合、満3歳到達時に新たな認定を行います。手続きは不要です。

❖ 必要書類

全員必要	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（個人番号の記載が必要） <input type="checkbox"/> 保育所等利用調整申込書 <input type="checkbox"/> 保育が必要な事由を証明する書類（同住所の満18歳から満64歳までの人全員）																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育が必要な事由</th> <th>証明する書類の種類（指定様式）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 就労</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雇用されている人</td> <td>勤務・育児休業・採用予定証明書</td> </tr> <tr> <td> 自営業等</td> <td>自営業申立書（添付書類必要）</td> </tr> <tr> <td>イ 妊娠・出産</td> <td>母子手帳の写し（①保護者名、②出産予定日記載の部分）</td> </tr> <tr> <td>ウ 疾病・障がい等</td> <td>疾病・障がい状況申告書（診断書欄記入必要） 又は疾病・障がい状況申告書と各種障害者手帳の写し</td> </tr> <tr> <td>エ 介護・看護</td> <td>介護・看護状況申告書</td> </tr> <tr> <td>オ 災害復旧</td> <td>申立書</td> </tr> <tr> <td>カ 求職活動</td> <td>求職活動状況等申告書</td> </tr> <tr> <td>キ 就学等</td> <td>就学等（予定）申立書</td> </tr> <tr> <td>ク 虐待・DV</td> <td>児童相談所等関係機関からの意見書</td> </tr> <tr> <td>ケ 育児休業取得中</td> <td>勤務・育児休業（復職証明）・採用予定証明書</td> </tr> <tr> <td>コ その他</td> <td>申立書</td> </tr> </tbody> </table>	保育が必要な事由	証明する書類の種類（指定様式）	ア 就労		雇用されている人	勤務・育児休業・採用予定証明書	自営業等	自営業申立書（添付書類必要）	イ 妊娠・出産	母子手帳の写し（①保護者名、②出産予定日記載の部分）	ウ 疾病・障がい等	疾病・障がい状況申告書（診断書欄記入必要） 又は疾病・障がい状況申告書と各種障害者手帳の写し	エ 介護・看護	介護・看護状況申告書	オ 災害復旧	申立書	カ 求職活動	求職活動状況等申告書	キ 就学等	就学等（予定）申立書	ク 虐待・DV	児童相談所等関係機関からの意見書	ケ 育児休業取得中	勤務・育児休業（復職証明）・採用予定証明書	コ その他	申立書
	保育が必要な事由	証明する書類の種類（指定様式）																									
	ア 就労																										
	雇用されている人	勤務・育児休業・採用予定証明書																									
	自営業等	自営業申立書（添付書類必要）																									
	イ 妊娠・出産	母子手帳の写し（①保護者名、②出産予定日記載の部分）																									
	ウ 疾病・障がい等	疾病・障がい状況申告書（診断書欄記入必要） 又は疾病・障がい状況申告書と各種障害者手帳の写し																									
	エ 介護・看護	介護・看護状況申告書																									
	オ 災害復旧	申立書																									
	カ 求職活動	求職活動状況等申告書																									
キ 就学等	就学等（予定）申立書																										
ク 虐待・DV	児童相談所等関係機関からの意見書																										
ケ 育児休業取得中	勤務・育児休業（復職証明）・採用予定証明書																										
コ その他	申立書																										
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 雇用主と三親等以内の親族関係がある場合は、「自営業申立書」 </div>																										
該当者のみ必要	<input type="checkbox"/> 転入予定で申し込む場合 世帯全員の住民票（続柄記載）・・・1通 ※利用開始日の3週間前までに住民登録がされない場合は、利用決定を取消すことがあります。																										
	<input type="checkbox"/> 平成29年1月2日以降に転入した場合 市町村民税課税（非課税）証明書（寄付金等の控除額の記載があるもの）・・・父母両方 〔平成30年度の4～8月利用を希望する場合…平成29年度（平成28年中の収入に基づく）〕 〔平成30年度の9～3月利用を希望する場合…平成30年度（平成29年中の収入に基づく）〕																										
	注）平成29年度に提出している人は不要です。ただし、提出後に修正申告等をした場合は、再提出してください。																										
	<input type="checkbox"/> 在宅障がい児（者）がいる場合 各種手帳の写し（①氏名、②等級記載の部分） <input type="checkbox"/> 認可保育所等への入所を希望しない小学校就学前の児童がいる場合 家庭保育をしていない申立書																										



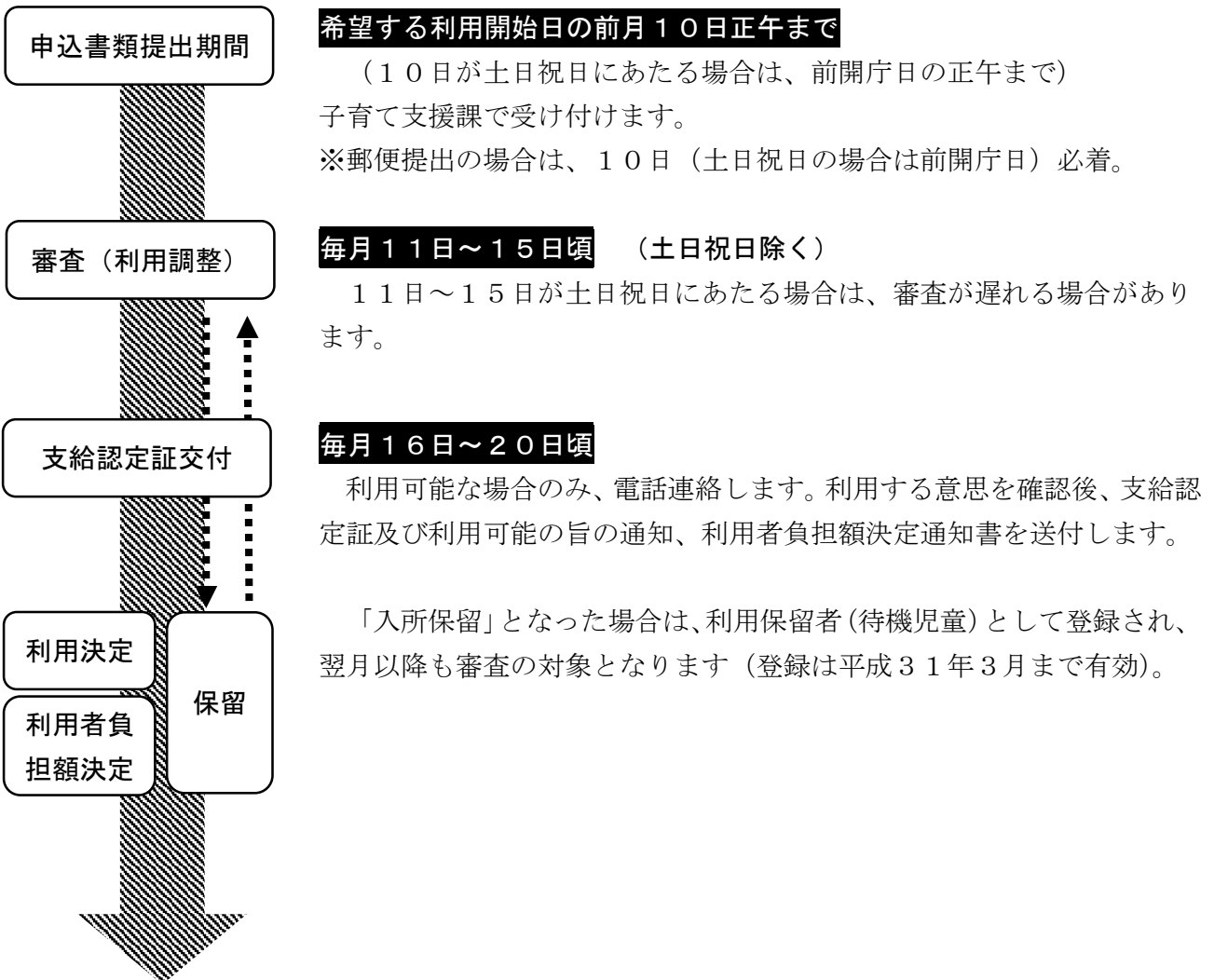
※ 必要書類が全て揃わない場合は、受付できません。

※ 父母以外に児童と同居する満18歳から満64歳まで（平成30年4月1日時点の年齢）の人全員の保育が必要な事由を証明する書類の提出がない場合、受付はしますが、家庭保育が可能とみなし、**優先順位に差をつけます**（保育可能な人がいる世帯といない世帯との公平性を図るため）。住民票上は別（世帯分離）でも、同じ住所地に住んでいる場合は同一世帯として審査します。

❖ 利用決定までの流れ

提出書類や面接等により保育を必要とする程度を審査し、利用決定を行います。利用申込者が保育所等の定員を超えた場合は、「保護者の就労等の状況」や「家庭状況等」に応じて、審査しますので、希望する保育所等を利用できないことがあります。

年度途中利用申込



❖ 個人番号（マイナンバー）について

保育所等の利用申込に際し、個人番号（マイナンバー）の記載及び提供が必要となります。

○個人番号の確認、本人確認について

個人番号の提供において、なりすましや誤りを防止するため、個人番号の確認と本人確認が必要となります。

○申請時に必要なもの

【保護者（申請者）が申請書を提出する場合】

①番号確認に必要な書類（いずれかで可）

- ・個人番号カード
- ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票

②本人確認に必要な書類（いずれかで可）

- ・個人番号カード
- ・運転免許証 ・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳 ・療育手帳 ・身体障害者手帳 など

※ 次の書類の場合は、2点必要となります。

- ・健康保険証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書 など

【代理人（配偶者含む）が申請する場合】

上記①は、保護者（申請者）の方のもので写しを提出

上記②は、代理人の方のもので原本を提示

❖ 利用者負担額の決定方法

- (1) 児童の父母等の市町村民税の所得割課税額を合算した額に応じて第1から第8の階層区分を決定します。

【注意】 国の指導により、「利用者負担額の算定」を行うに当たり、同居の扶養義務者（祖父母、18歳以上の親族等）がいる世帯の生計が、父母の収入のみで成り立っていないと認められる場合は、「家計の主宰者」を父母以外の者に認定し、その者の課税状況により利用者負担額を算定します。住民票上、世帯分離をしていますが、利用者負担額算定の際は同一世帯とみなします。

- (2) 保育の必要量の認定区分（標準時間・短時間）、平成30年4月1日時点の児童の年齢（クラス年齢）により、利用者負担額を決定します。

平成30年度 新宮町利用者負担額一覧

市町村民税階層区分		保育標準時間			保育短時間		
		0～2歳児 クラス	3歳児 クラス	4・5歳児 クラス	0～2歳児 クラス	3歳児 クラス	4・5歳児 クラス
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税 非課税世帯	9,000 (4,500)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	9,000 (4,500)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)
	ひとり親世帯、 在宅障がい児者のいる世帯	0	0	0	0	0	0
第3	所得割課税額 48,600円未満	19,500 (9,750)	16,500 (8,250)	16,500 (8,250)	19,300 (9,650)	16,300 (8,150)	16,300 (8,150)
	ひとり親世帯、 在宅障がい児者のいる世帯	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
第4	所得割課税額 57,700円未満	30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	27,000 (13,500)	29,600 (14,800)	26,600 (13,300)	26,600 (13,300)
	ひとり親世帯等は 77,101円未満	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
	所得割課税額 97,000円未満	30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	27,000 (13,500)	29,600 (14,800)	26,600 (13,300)	26,600 (13,300)
第5	所得割課税額 169,000円未満	44,500 (22,250)	41,500 (20,750)	35,140 (17,570)	43,900 (21,950)	40,900 (20,450)	32,030 (16,010)
第6	所得割課税額 301,000円未満	61,000 (30,500)	48,840 (24,420)		60,100 (30,050)	45,730 (22,860)	
第7	所得割課税額 397,000円未満	80,000 (40,000)			78,800 (39,400)		
第8	所得割課税額 397,000円以上	93,230 (46,610)			90,120 (45,060)		

○利用者負担額の算定の際、市町村民税のうち、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、（単位：円/月）
寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除額等は控除しません。

○「多子世帯に係る特例措置」は、「世帯年収約360万円未満相当」が対象となり、支給認定保護者と生計が同一の子や孫等がいる場合、年齢に関わらず特例措置の対象となります。また、「ひとり親世帯等」に係る利用者負担額については、市町村住民税所得割課税額が一定額以下の方の軽減措置が拡大されます。

○同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合※、利用者負担額は最も年齢の高い児童は上段の額、次に年齢の高い児童は（ ）内の額、3人目以降の児童は無料です。

※利用者負担額軽減の算定対象人数には、以下の施設等を利用している就学前児童を含めます。
「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、「特別支援学校幼稚部」、「情緒障害児短期治療施設通所部」を利用
又は「児童発達支援及び医療型児童発達支援」を利用している就学前児童

❖ 利用者負担額の納付

	認可保育所	認定こども園
納付先	新宮町	各認定こども園
納付方法	口座振替	口座振替
口座振替の手続き	<p>①通帳、②金融機関届出印をお持ちの上、金融機関窓口又はシーオーレ新宮子育て支援課窓口で行ってください。</p> <p>なお、ゆうちょ銀行については、直接新宮郵便局窓口で手続きをしてください。</p> <p>口座振替の手続きが完了するまでは納入通知書を郵送しますので、金融機関等で納付してください。</p>	認定こども園にて行ってください。
口座振替日	毎月末日、12月は20日(予定) (金融機関休業日の場合は、翌営業日)	認定こども園に確認してください。

❖ 利用者負担額に関する注意事項

- (1) 保育所等を休んだ場合やならし保育の期間中も、利用者負担額は通常の保育時間の場合と同額です。全額お支払いいただく必要があります。
- (2) 保育所等を退所(園)する場合の利用者負担額は、退所月までかかります。
- (3) 世帯員の増減や修正申告等により世帯状況が変更した場合は、利用負担額が変わることがありますので、速やかに役場子育て支援課に御相談ください(現年度分に限る)。
- (4) 直近の課税状況を反映させるため、9月で利用者負担額を切替えます。

平成30年4月～8月分の利用者負担額	平成30年9月～翌年3月分の利用者負担額
平成29年度市町村民税額により算定 (平成28年中の収入に基づく)	平成30年度市町村民税額により算定 (平成29年中の収入に基づく)

- (5) 期日までに利用者負担額の納付がない場合、児童手当から天引き(特別徴収)し、利用者負担額に充てます。また、財産の差押処分等を行うことがあります。
- (6) 利用者負担額を滞納した状態で翌年度の利用申込をする場合は、個別に面接を行います。

❖ その他の注意事項

1 ならし保育

ならし保育とは、児童が新しい環境に慣れるために、利用開始日以降、通常の保育時間より短い保育時間でお預かりする保育のことです。利用開始日の前に行うものではありません。

2 利用決定後の保育所等の変更

利用決定後の変更はできません。変更を希望する場合は、一度退所（園）していただき、新たに利用申込を行っていただきます。ただし、利用の確約はできませんので、御了承ください。

3 退所（園）

退所（園）月の10日までに保育所等又はシーオーレ新宮子育て支援課に退所届を提出してください。退所（園）日は月末となります。

4 育児休業及び求職中の取扱い

(1) 育児休業及び求職期間中に保育所に入所申込みをする場合は、入所決定日から1か月以内に復職（就職）してください。

復職（就職）が確認できない場合、家庭保育可とみなし、退園していただくことがあります。

(例) 入所日が平成30年4月1日の場合は、5月1日までに復職（就職）してください。

5 在園児童がいる場合の育児休業の取扱い

(1) 育児休業を取得せず退職する場合

産後8週間を経過した日の翌日が属する月末で退所（園）していただきます。

例) 平成29年9月5日生まれ

→ 産後8週間を経過した日の翌日は平成29年11月1日 → 11月末に退所（園）。

(2) 産後8週間を経過した時点で、利用中の児童が**0, 1歳児クラス**に在籍している場合

産後8週間を経過した日の翌日が属する月末で退所していただきます。

復職に伴って改めて利用申込をしてください。

(3) 産後8週間を経過した時点で、利用中の児童が**2～5歳児クラス**に在籍している場合

継続利用するか退所するかを選択することができます。

継続利用を希望する場合、在園できるのは産後8週間を経過した日の翌日が属する年度末までです。また、「保育短時間（1日最長8時間保育）」での認定区分となり、原則として延長保育は利用できません。

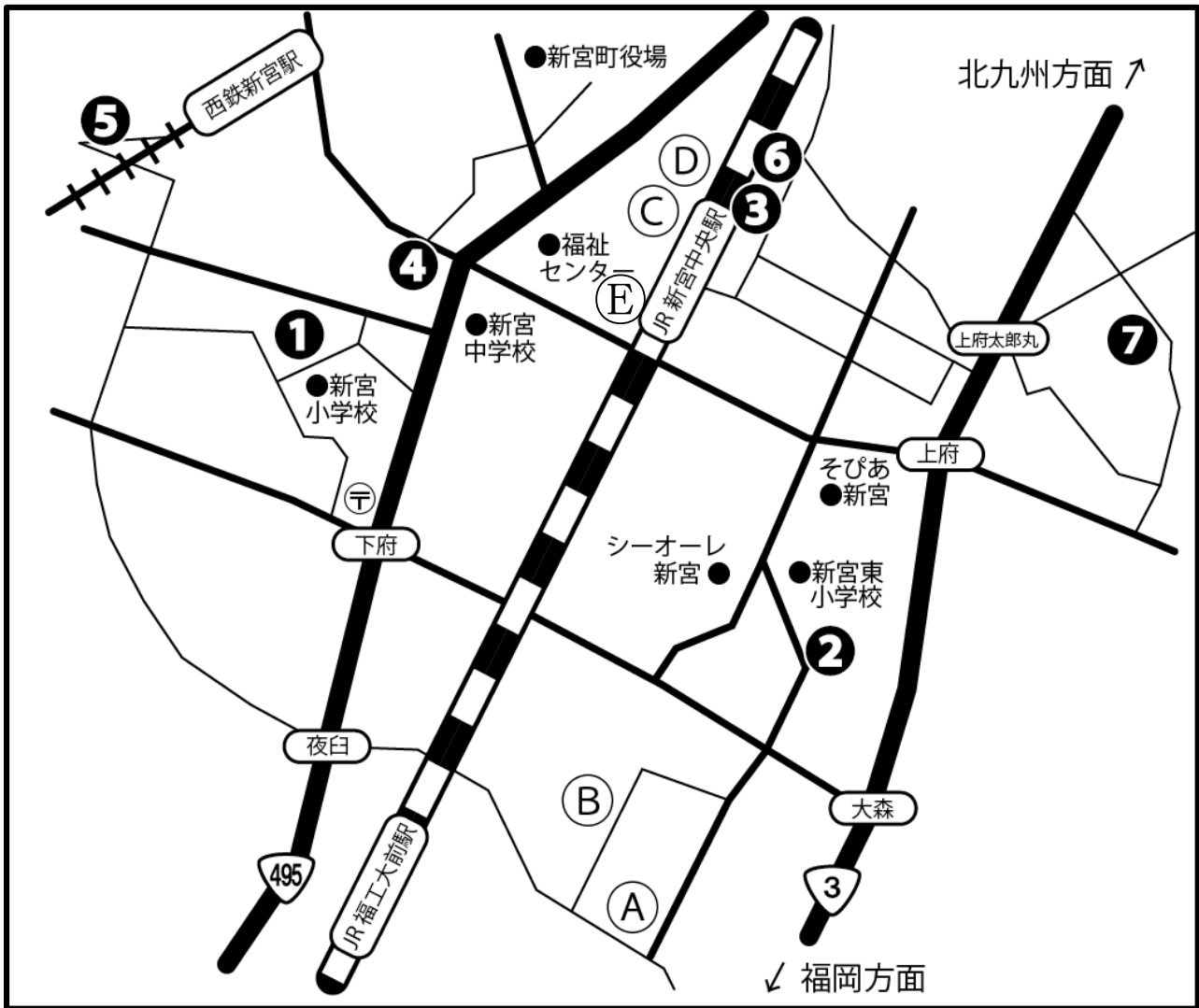
※継続利用希望の場合、出産日の翌日から30日以内に「育児休業に係る保育の実施継続承認申請書」兼「認定区分変更申請書」、「育児休業取得承認（予定）証明書」の2つを提出してください。復職後は「勤務証明書」を役場子育て支援課に提出してください。

6 現況届の提出

7月頃に就労状況の再確認を行います。証明書等が未提出により家庭で保育できない状況について確認ができない場合や、家庭での保育が可能な状況になった場合は、退所していただきます。

❖ 町内保育施設位置図

新宮町には公立の認可保育所はありません。

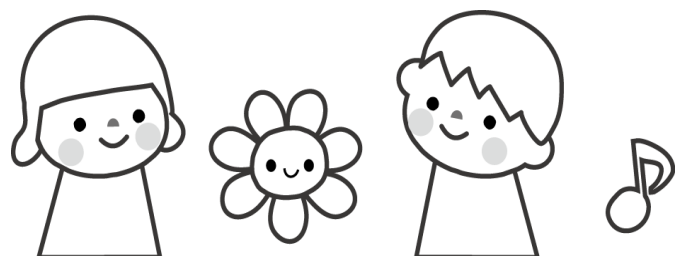


平成 30 年 4 月 1 日現在

認可保育所・認定こども園	
❶	暁華保育園 P. 10
❷	新宮つぼみ保育園 P. 11
❸	新宮つぼみ保育園分園 P. 11
❹	新宮杜の宮コスモス保育園 P. 12
❺	新宮下府コスモス保育園 P. 12
❻	新宮あおぞら保育園 P. 13
❼	上府あおぞら保育園 P. 13

届出保育施設 P. 14	
Ⓐ	新宮保育園
Ⓑ	セントマーク私立保育園
Ⓒ	新宮中央保育園
Ⓓ	ラビキッズワールド新宮中央保育園
Ⓔ	セシ英会話スクール新宮校

※❹、❺は認定こども園です。



❖ 町内認可保育所・認定こども園の紹介 平成30年4月1日現在

●詳しい内容や見学の手続きについては、各施設にお問い合わせください。

●延長保育について

保育必要時間を超えての保育を希望する場合は、「延長保育」を利用してください。

※育児休業中及び求職中は、「保育短時間（1日最長8時間）」での認定となり、原則として「延長保育」の利用はできません。

1 料金

保育標準時間 1時間延長 月額2,500円、2時間延長 月額6,300円

2 注意事項

保育所等での事前登録が必要です。詳しくは、各保育所等にお問い合わせください。

きょうか		① 暁華保育園（社会福祉法人 きょうか福祉会）	
所在地	新宮町下府 3-13-1	電話	963-1616 F A X 963-1619
対象	概ね生後5か月以上	定員	120人
保育標準時間	平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00	見学	随時受付（要電話予約）
保育短時間	平日 9:00～17:00 土曜 9:00～17:00	クラス編成	0～5歳 年齢別クラス
延長保育	平日 ～19:00 土曜 ～19:00	おむつ	紙・布どちらでも可
延長保育対象	1歳児クラスから	保育方針	仏教保育に基づいて、丈夫な体を養い、感謝や思いやりの心を育み、友だちと仲良くし、きまりを守れる子どもに育つよう調和のとれた保育を行います。
休園日	日曜、祝休日、年末年始（要確認） ※お盆（8/13-8/15）は希望保育	利用者負担額以外の主な経費	
行事・イベント等	4月 入園式 10月 運動会 5月 歓迎遠足 12月 おゆうぎ会 7月 夏祭り 3月 卒園式	制服	3歳以上児 スモック 1歳以上児
		体操服	1歳以上児 帽子 あり
		バッグ	2歳以上児 道具類 あり
		主食	3歳以上児は持参

②新宮つぼみ保育園（社会福祉法人 輔仁会）

所在地 新宮町新宮東 5-1-18

対象 概ね生後 4 か月以上

保育標準時間 平日 7:00～18:00
土曜 7:00～18:00

保育短時間 平日 9:00～17:00
土曜 9:00～17:00

延長保育 平日 ～20:00
土曜 ～20:00

延長保育対象 1 歳児クラスから

休園日 日曜、祝休日、年末年始(要確認)
※12/29, 12/30 は希望保育

行事・イベント等
4, 1 月 親子保育 10 月 運動会
6, 11 月 一日保育士月間
2 月 発表会 3 月 卒園式・入園式

電話 941-2233 **F A X** 941-2244

定員 150 人

見学 随時受付（要電話予約）

クラス編成 0～2 歳 年齢別クラス
3 歳以上 縦割りの異年齢クラス

おむつ 紙・布どちらでも可

保育方針 生活と遊びを通して、丈夫な身体と心を育てます。人と関わる力や感性を育むことを重視し、豊かな人間性の基礎を培います。

利用者負担額以外の主な経費

制服	なし	スモック	なし
体操服	3 歳以上児	帽子	2 歳以上児
バッグ	3 歳以上児	道具類	3 歳以上児
主食	3 歳以上児は月額 1,400 円		

③新宮つぼみ保育園 分園（社会福祉法人 輔仁会）

所在地 新宮町中央駅前 1-1-23

対象 概ね生後 4 か月以上

保育標準時間 平日 7:00～18:00
土曜 7:00～18:00

保育短時間 平日 9:00～17:00
土曜 9:00～17:00

延長保育 平日 ～19:00
土曜 ～19:00

延長保育対象 1 歳児クラスから

休園日 日曜、祝休日、年末年始(要確認)
※12/29, 12/30 は希望保育

行事・イベント等
4, 10 月 親子保育
6, 11 月 一日保育士月間
3 月 発表会

電話 692-4711 **F A X** 692-4715

定員 30 人（0～2 歳児クラスのみ）

見学 随時受付（要電話予約）

クラス編成 0～2 歳 年齢別クラス

おむつ 紙・布どちらでも可

保育方針 身近な大人との信頼関係の中、子どもたちが安心して健やかに生活できることを大切にします。また 0～2 歳の発達に応じたあそびを提供し、子どもたちの興味の芽を育みます。

利用者負担額以外の主な経費

制服	なし	スモック	なし
体操服	なし	帽子	2 歳以上児
バッグ	なし	道具類	あり
主食	なし		

④認定こども園新宮杜の宮コスモス保育園(社会福祉法人聖会)

所在地	新宮町杜の宮 3-12-1	電話	940-5235	F A X	940-5236
対象	概ね生後 3 か月以上 (首が座っていること)	定員	120 人		
保育標準時間	平日 7:00~18:00 土曜 7:00~18:00	見学	随時受付 (要電話予約)		
保育短時間	平日 8:00~16:00 土曜 8:00~16:00	クラス編成	0~1 歳 縦割りの異年齢クラス 2 歳以上 縦割りの異年齢クラス		
延長保育	平日 ~19:00	おむつ	紙		
延長保育対象	1 歳児クラスから	保育方針	保育環境を通して、子どもたち一人一人が自由に自発的に取り組んでいく姿勢を大切にします。		
休園日	日曜、祝休日、年末年始(要確認) ※12/29, 12/30 は希望保育	利用者負担額以外の主な経費			
行事・イベント等	4 月 入園式・遠足 10 月 運動会 1 月 おゆうぎ会	制服	なし	スモック	なし
		体操服	3 歳以上児	帽子	あり
		バッグ	なし	道具類	なし
		主食	3 歳以上児は月額 1,000 円		

⑤認定こども園新宮下府コスモス保育園(社会福祉法人聖会)

所在地	新宮町下府 6-13-41	電話	940-5540	F A X	940-5541
対象	概ね生後 3 か月以上 (首が座っていること)	定員	120 人		
保育標準時間	平日 7:00~18:00 土曜 7:00~18:00	見学	随時受付 (要電話予約)		
保育短時間	平日 8:00~16:00 土曜 8:00~16:00	クラス編成	0~1 歳 縦割りの異年齢クラス 2 歳以上 縦割りの異年齢クラス		
延長保育	平日 ~19:00	おむつ	紙		
延長保育対象	1 歳児クラスから	保育方針	保育環境を通して、子どもたち一人一人が自由に自発的に取り組んでいく姿勢を大切にします。		
休園日	日曜、祝休日、年末年始(要確認) ※12/29, 12/30 は希望保育	利用者負担額以外の主な経費			
行事・イベント等	4 月 入園式・遠足 10 月 運動会 12 月 おゆうぎ会	制服	なし	スモック	なし
		体操服	3 歳以上児	帽子	あり
		バッグ	なし	道具類	なし
		主食	3 歳以上児は月額 1,000 円		

⑥新宮あおぞら保育園（社会福祉法人 未来福祉会）

所在地 新宮町中央駅前 1-1-16

対象 概ね生後 3 か月以上

保育標準時間 平日 7:00～18:00
土曜 7:00～18:00

保育短時間 平日 9:00～17:00
土曜 9:00～17:00

延長保育 平日 ～19:00

延長保育対象 1 歳児クラスから

休園日 日曜、祝休日、年末年始(要確認)
※12/29, 12/30 は希望保育

行事・イベント等

4 月 入園式・遠足
5 月 親子園足
8 月 夏祭り
10 月 運動会
2 月 生活発表会

電話 940-5175 **F A X** 940-5176

定員 27 人（原則 0～2 歳児クラスのみ）

見学 随時受付（要電話予約）

クラス編成 0～2 歳

おむつ 紙・布どちらでも可

保育方針 子どもが心地よく過ごせる安全な環境を作ります。また、家庭との連携を図り、保護者の協力の下に、子どもが情緒の安定した生活を送り、自己を十分に発揮しながら活動します。

利用者負担額以外の主な経費

制服	なし	スモック	なし
体操服	なし	帽子	あり
バッグ	なし	道具類	あり
主食	なし	絵本	全クラス
体操教室	2 歳児クラスのみ		

⑦上府あおぞら保育園（社会福祉法人 未来福祉会）

所在地 新宮町大字上府 683-4

対象 概ね生後 3 か月以上

定員 120 人

保育標準時間 平日 7:00～18:00
土曜 7:00～18:00

保育短時間 平日 9:00～17:00
土曜 9:00～17:00

延長保育 平日 ～19:00

延長保育対象 1 歳児クラスから

休園日 日曜、祝休日、年末年始(要確認)

行事・イベント等

4 月 入園式・遠足
5 月 親子園足
8 月 夏祭り
10 月 運動会
1 月 生活発表会

電話 410-0401

F A X 410-0421

見学 随時受付（要電話予約）

クラス編成 0～5 歳

おむつ 紙・布どちらでも可

保育方針 子どもが心地よく過ごせる安全な環境を作ります。また、家庭との連携を図り、保護者の協力の下に、子どもが情緒の安定した生活を送り、自己を十分に発揮しながら活動します。

利用者負担額以外の主な経費

制服	なし	スモック	3 歳以上児
体操服	3 歳以上児	帽子	あり
バッグ	3 歳以上児	道具類	あり
絵本	全学年		
主食	3 歳以上児は月額 1,000 円		

❖ 届出保育施設の紹介

平成 30 年 4 月 1 日現在

(1) 新宮町近郊の届出保育施設

届出保育施設とは、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

保育の必要性の認定の有無に関係なく、保育を希望する保護者は施設に直接申し込み、施設との直接契約を行います。

利用料、保育時間等は、各施設で異なりますので、直接お問い合わせください。

基準適合	施設名 (住所)	電話番号	月極契約	一時預かり
○	新宮保育園 (新宮町夜臼 5-4-26)	941-2755	6 か月～就学前	6 か月～就学前
	セントマーク私立保育園 (新宮町夜臼 5-9-19)	963-3028	3 か月～就学前	3 か月～就学前
	新宮中央保育園 (新宮町緑ヶ浜 4-15-8)	963-1410	3 か月～就学前	3 か月～就学前
	ラビキッズワールド新宮中央保育園 (新宮町緑ヶ浜 4-14-30 1F)	963-5301	6 か月～就学前	6 か月～就学前
	セシ英会話スクール新宮校 (新宮町緑ヶ浜 4-15-8)	962-1005	1 歳～6 歳	
○	ひまわり保育園 (古賀市中央 1-6-41-101)	940-2220	詳細は各施設にお問い合わせください。	
○	あゆみ保育園 (古賀市中央 6-23-5)	940-2210		
	花鶴丘保育園 (古賀市花鶴丘 1-7-5)	943-5510		
○	こどものもり (福岡市東区和白丘 2-624-5)	692-7745	詳細は各施設にお問い合わせください。	
○	都市型保育園ポポラー福岡和白園 (福岡市東区和白丘 2-11-17 2F)	605-0080		
○	わんぱく保育園 (福岡市東区唐原 4-6-37)	681-0811		

※この表は平成 29 年 9 月 30 日までに届出のあった施設について記載しています。

【留意事項】

① 利用する前に必ず施設にお問い合わせください

掲載日以降に内容に変更等が生じ、実際には記載内容と異なる場合があります。

② 基準適合欄に○がある施設とは

認可外保育施設指導監督基準に照らして、福岡県及び福岡市が立入調査を行い、指導監督基準を満たしていることが確認された施設です。

(2) 施設を選ぶに当たって

保育施設は、児童が生活時間の大半を過ごすところで、保育内容によっては、児童の安全や健康面だけでなく、健全な発達にも影響を与えることがあります。児童を預ける保育施設を決める際には、「よい保育施設の選び方 十か条 (厚生労働省作成)」を参考に、実際に施設を見学する等、御自身で保育内容等を御確認ください。

[よい保育施設の選び方 十か条](#)

[検索](#)

～新宮町の子育て支援事業の紹介～

❖ 病児保育事業

児童が病気にかかっており、集団での保育が困難な場合や、保護者の就労等のため児童を家庭保育できない場合に、医師の診断に基づき、児童を一時的にお預かりします。

利用に当たって、子育て支援課での事前登録が必要です。

- 1 登録できる対象児童 新宮町在住の1歳から小学6年生までの児童
- 2 登録に必要なもの ①印鑑、②児童の健康保険証、③子ども医療証 等

実施場所	福岡東医療センター内たんぽぽ（古賀市千鳥1丁目1番1号）	
電 話	092-943-2331（福岡東医療センター 代表）	
開所日時	月曜日～金曜日 午前8時00分～午後6時（土日、祝日、年末年始等除く）	
利用料金 （日額）	生活保護世帯	0円
	その他の世帯	2,000円

❖ 病後児保育事業

児童が病気にかかり、病気が回復に向かっているが集団での保育が困難な場合や、保護者の就労等のため児童を家庭保育できない場合に、医師の診断に基づき、児童を一時的にお預かりします。

利用に当たって、子育て支援課での事前登録が必要です。

- 1 登録できる対象児童 新宮町在住の生後6か月から小学6年生までの児童
- 2 登録に必要なもの ①印鑑、②児童の健康保険証、③子ども医療証 等

実施場所	鹿部保育所内おひさまルーム（古賀市美明2丁目2番1号）	
電 話	092-943-6164	
開所日時	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後6時（日曜、祝日、年末年始除く）	
利用料金 （日額）	生活保護世帯及び市町民税非課税世帯	0円
	その他の世帯	2,000円

❖ ファミリー・サポート・センター事業

残業で子どものお迎えが間に合わない…。外出したいが、子どもを見てくれる人がいない…。

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育てを応援してほしい人と応援したい人が会員になり、地域の中で子育てをする会員組織の相互援助活動です。

会員になるための条件、利用料金等の詳しい情報は、新宮町ファミリー・サポート・センターにお問合せください。

【新宮町ファミリー・サポート・センター】

〒811-0119 新宮町緑ヶ浜4-3-1 新宮町福祉センター本館

電話番号：092-692-9622